

持て候す、殿上人脂燭をもて前行す、東庭に下御なりて、兼て設けたる御屏風の内に入らしめ給ひ、御笏をめす、職事奉る、先屬星次に天地四方の神祇次に山陵など、何れも其方に向ひて御拜あり、此三所御座ごとに机を立て、香を燒き、華を立て、燈を供す、終りて入御なる前の如し、○中應仁大亂の後まばしは絶たりしが、文明七年再興せられたり。

〔年中行事秘抄正月〕元日四方拜事、寛平二年正月朔四方拜云々、向乾方拜、后土及五星見御記、雪雨時

於射場有此事、又須鷄鳴畢拜、已上見村御記

〔江次第抄正月〕四方拜 四方拜縁起未明、但日本紀曰、皇極天皇元年八月朔、天皇幸南淵河上、跪拜

四方、仰天而祈、略又宇多御記云、仁和四年十月十九日、我國是神國也、因每朝敬拜禮、四方大中小

天神地祇、敬拜之事、始自今度、一日無怠云々、拜四方之證如此、元旦四方拜事、始見于寛平二年御記、

疑是濫觴乎、

〔公事根源正月〕四方拜略此事いつ始まるともみえず、仁和五年元寛平正月寅の刻に、天地四方

屬星山陵を拜し給由、宇多の御門の御記にのせられたれども、濫觴とは見えす、また皇極天皇雨

を祈給とて、南淵の河上に御幸有て、四方を拜し給ければ、雨五日まで降けるよし、日本紀にのせ

られたれば、是などをやはじめとも申べからん、

○按ズルニ、上ノ三書皆宇多天皇ノ御記ヲ引ク、而シテ年中行事秘抄及ビ江次第抄ニハ、寛平

二年ノ事トシ、公事根源ニハ、仁和五年即チ寛平元年ノ事トス、何レヲ以テカ正トスベキ、姑ク

共ニ録シテ後考ヲ俟ツ、又皇極天皇ノ祈雨ノタメニ、四方拜シ給ヒシコトハ、元日ノ四方拜ト

ハ其義自ラ異レバ取ラズ、

〔親信卿記〕天延元年正月一日、鷄鳴、四方拜事、其儀依立御屏風八帖、其内、迫北立高机三脚花等、高机并銅

器等相求、亦以東第一、燃香盛土第二、明井作花第三、如第以南供御半疊三枚、拜屬星御座在、西